



小川としゆき市議会 若葉区 レポート

平成 23 年 1 月・2 月 (第 44 号)
発行 / 小川としゆき政務調査事務所
〒264-0017
千葉市若葉区加曽利町 1032-81
TEL 043-232-1435
http://www.ogatoshi.com/
info@ogatoshi.com

明けまして おめでとぅらびます



昨年私の議会活動に対し、格別なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、昨年を振り返りますと、おそらくほとんどの方が一番に挙げられる問題は、尖閣諸島周辺における中国漁船衝突事件だと思えます。

この問題は、多くの専門家も指摘している通り、民主党政権に代わり、普天間基地移設問題を始めた日米同盟関係に陰りが生じてきたことが主な要因であると考えます。その後のメドベージェフ大統領の国後島訪問、北朝鮮軍の延坪島砲撃事件など、まさにその影響をものにするかたちでわが国周辺の安全保障環境は、不安定さが増してきております。領土を守り、そこに住む人の生命と財産を守ることは、政治の最大の役割であります。この目的のため、安全保障については世界のどの国も政治の根本に据えておりますが、そこに明確なビジョンを示せていない民主党のあり方は大いに問題があります。

一方、地方に目を転じますと、本県のひたたくり件数が 34 年連続 1 位の大府を上回り、ワースト 1 となり、その中でも人口が集中する本市も多発しているとのことです。さらに空き巣や車上あらしも頻発していることから、安心・安全なまちづくりは最優先事項に挙げられます。

これまでも、安心・安全なまちづくりについては積極的に取り組んできましたが、根本的な解決を図るためにも私は「地域力」を高める必要があると考えます。そのためには地域活動が活発になるような施策展開をしていかなければなりません。

しかしながら、昨年の予算案を見てもわかる通り、市は対処療法的な施策に予算をつけ、地域活動系の予算を削るうとしました。一部は何とか復活させたものの、充分とは言えない状況です。これから来年度予算案の提示があると思いますが、このようなポイントにも着目し、審議に臨みたいと思えます。

いずれにしても、本質を見極め、初心を忘れず、議会活動に邁進する所存です。で、本年も引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。
平成 23 年元旦

千葉市議会議員 小川智之

千葉市土地開発公社 解散へ

質疑・質問において「一問一答方式」本格スタート

第 4 回定例会より

今議会の概要

第 4 回定例会は、11 月 29 日に召集され、12 月 16 日に閉会しました。
今定例会に市長から提案された議案件数は、全 20 件で、内訳は専決処分が 2 件(補正予算 1 件、損害賠償額の決定 1 件)、予算案が 3 件

(補正予算 3 件)、条例案が 10 件(制定 2 件、一部改正 8 件)、一般議案が 5 件(宝くじの発売額 1 件、公社の解散 1 件、起債に係る許可の申請 1 件、工事請負契約 2 件)で、議員からの発議が 8 件(条例案 3 件・意見書 5 件)と市民からの請願 1 件、陳情 4 件が審議されました。
その結果、市長提出の全ての議案については、全員一致もしくは賛成多数で可決しました。

た。発議は、議員の期末手当を減額する条例案が全会一致で可決した他、1 件が否決、1 件が継続審査となり、意見書 5 本が全会一致もしくは賛成多数で可決しました。
請願は不採択、陳情は、「(仮称)稲毛海岸 5 丁目 1 敷地計画新築工事に関する陳情」のみが採択送付された他は、不採択もしくは継続審査となりました。
今議会より、質問において一問一答方式とプロジェクトの導入が図られました。傍聴の方々にしてもわかりやすくなったと同時に、執行部との関係にも緊張感が増して参りました。今後も開かれた議会を目指し、議会改革に取り組みたいと思えます。

土地開発公社の解散について

前号の市議会レポートの裏面でご報告した通り、今議会において市長から土地開発公社(以下、公社)の解散に関わる議案が提出されました。

公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、平成 4 年 10 月に市の全額出資による特別法人として設立され、指定都市移行に伴う都市基盤整備等に必要な公共用地の先行取得を市に代わって行い、市のまちづくりにおいて一定の役割を果たしてきました。

しかしながら近年では、都市基盤整備が一段落した上、地価の下落・低迷により、土地先行取得の経済的メリットが薄れたことから、公社を活用した土地先行取得の必要性が低下し、さらに早期の事業化が困難な状況も発生していることから、土地の買戻しが進み、長期にわたり公社に土地を保有させることとなり、支払利息を累増させております。

このまま、今後も公社に土地を保有させ続けた場合には、更なる支払利息の増加を招き、市政への深刻な影響が危惧されることから、平成 17 年度に公社解散の方針を決定し、保有財産の処分を進めて参りました。

そして、今回は、公社を解散させるにあたり、残りの保有財産の買戻しをするため、固定かつ低金利に加え、国からの交付税措置が受けられる第三セクター等改革推進債を活用しようとするものです。

従来一般的な事業債を財源とした買戻しに比べ、変動金利のリスク回避を図ることができ、20 年間の計画的な返済が可能となり、将来負担の軽減が図れることなど有利な面が多いことから、我が会派としても公社の解散を承認したところであります。

ただ課題としては、国からの交付税措置がされる予定となっておりますが、その内容は

まだまだ不明確であり、また実質公債費比率への跳ね返りも計算上はそう大きくないものの、予断を許さない状況であることが挙げられます。

さらに債務超過に陥った原因として、事業の遅延や地価の下落だけではなく、土地の購入や処分の方法に不透明な部分も散見されるので、これらの問題点をしっかりと分析し、二度とこのようなことが起きないように、今後も議論を続け、新たな仕組み作りにつけていきたいと思えます。

路上喫煙・ポイ捨て禁止を強化

議案第 194 号は、路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、現在の条例を統合し、必要な施策を推進するため、新たな条例を制定するものです。

ポイントは、これまで別々に指定してきた両地区について、巡視活動等の一体的な運用を図るため、同一の「路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区」(以下、「取締り地区」として規定し、取締り地区の範囲は路上喫煙等禁止地区を基本としています。

なお、現行の J R 千葉駅周辺、J R 稲毛駅周辺、J R 海浜幕張駅周辺に加え、J R 蘇我駅周辺が追加されました。

また、罰則規定、適用方法が改められ、取締り地区内での路上喫煙者、市内全域でのポイ捨て行為者に対して告知し弁明の機会を付与したうえで、過料を科します。

具体的には、路上喫煙については、現条例の「過料 2 万円以下」の規定は変更せず、罰則の適用方法を現行の間接罰(指導・勧告等の措置命令違反)から直接罰(路上喫煙等行為者)に改めます。直接罰にすることによって、違反者に対し、迅速かつ効果的な対応が可能となります。つまり、これまででは措置命令に違反した場合のみ罰則適用があったのですが、今回の改正によって違反行為があれば直ちに適用することができ、別途定められる 2 千円の過料が徴収されます。

ポイ捨てについても、現条例の「罰金 2 万円以下(刑罰)」の規定を「過料 2 万円以下(行政罰)」へ改正されました。

ちなみに「過料」と「科料」は似た響きですが、後者は刑事罰になるので、警察への告発等を経て、最終的には裁判所で決定が下されることになり(一般的には略式裁判)、前科にもなります。前者は行政罰なので前科になりません。

最後に施行日ですが、平成 23 年 1 月に施行され、罰則規定については同年 7 月から適用されることになります。(裏面へ)

私が12月15日に行いました一般質問とそれに対する当局からの答弁の一部を以下、掲載します。

市政に関する一般質問

- 1 千葉市長の政治倫理に関する条例について
- 2 IT化アクションプランについて
- 3 ワンストップサービスについて
- 4 生活保護について
- 5 若葉区の道路整備について
- 6 学校と地域の関わりについて

千葉市長の政治倫理に関する条例について

市長が5月に行った政治資金パーティが本条例第3条第1項第5号の倫理基準に違反するとして、市民から審査会へ調査請求がなされました。それを受け、計3回の審査会が開催され、12月6日に市長へその調査報告書が提出されました。そこで報告を受けた率直な感想を市長にお伺い致します。

答弁(市長)

市民から政治倫理に関する疑義を持たれたことについて、第三者によって調査していただき、公平公正な結果が出されたものと思っております。

また、報告書の内容につきましても、真摯に受け止めて参りたいと思っております。

質問

報告書の内容については、「公平公正な結果が出されたものと思う」とのこと

でしたが、論拠がちよっと強引かなと思うところが、いくつかあります。

その一つは、寄附の定義についてです。寄附の定義については、本条例上、明確な定義はされていないため、本審査会では、市長の弁明書の通り、政治資金規正法第4条第3項と第8条の2を引用し、パーティの収益が本条例の寄附に当たらないと判断しています。

しかし、購入者側のパーティ券購入費用の取扱について、税務当局では、一般的には寄附金と判断しているようです。というも、企業の利益と政治家の活動は本来別のものであり、主催が政治家で資金集めが目的であれば、出席費用が交際費とは認めにくいからです。

そこで、パーティ券の利益分は寄附にあたらないことについて、総務省の見解は聞いたのか。

答弁(総務局長)

総務省の見解を直接は聞いておりませんが、国会の会議録で「パーティ券の価格が社会常識の範囲内であれば、政治資金規正法上の寄附にはならない」という旧自治省の見解を確認しております。

要望

旧自治省見解は、逆に言えば、範囲を超えていけば寄附になるということ、いくらが社会常識の範囲内か、ここがポイントになります。

今回のパーティの会費は1万円で、弁明書によると収入が約360万円で、収益が約160万円とのこと。率にすると約44%。

また、市長は、パーティの目的を後援会への報告会であるとし、収支を透明化するために政治資金パーティにしたと弁明していますが、この目的であるなら、1万円ではなく、対価相当の5、7千円程度にし、案内も後援会だけにすればいいだけで、市の人札業者や助成金を受けている団体の長にまで送付する必要はないと思えます。

今回のパーティの問題は、民主党の小沢元代表の問題と一緒な気がします。法的にみればセーフかも知れませんが、倫理的にはアウトということ。法的ですら、倫理条例である以上、法的によければいいということではなく、より高い倫理性を求めているわけですから、判断も倫理的な視点から判断すべきだと思います。

時代はクラウド型へシフト

IT化アクションプランについて

第2次IT化アクションプランも今年度が計画期間の最終年度となりまして、実施できていない主な施策として、レガシーシステムの見直しやキオスク端末の整備がありますが、これらの施策について、今後どのように取り組んでいくかと考えているのか。

また、第2次IT化アクションプラン後の新たな計画は策定するか。

答弁(総務局長)

現在、レガシーシステムの見直しについては、大型汎用コンピュータで運用している、住民記録・税・国民健康保険などの住民情報システムについて見直しを図り、より財政負担の少ないシステムとするための計画を平成23年度に策定し、平成24年度以降、順次、再構築に着手して参りたいと考えております。

また、キオスク端末の整備については、より利便性の高いサービスの在り方など、多くの観点から改めて検討して参ります。

IT化アクションプランの次期計画については、新基本計画の計画期間に合わせ、平成24年度を初年度とする計画を策定する予定です。

要望

時代は完全にクラウド型にシフトしており、今後、行政においても、こうした最新のITを活用し、将来を見越したプランを作成し、成果を上げていく必要があります。

生活保護制度の抜本的改正を

生活保護について

生活保護費については、年々増加の一途を辿り、財政圧迫の要因の一つとなっております。今回の補正予算でも約42億円を計上しており、ここ数年、議会で取り上げられるケースも非常に多くなっております。

これはやはり、生活保護制度が昭和

25年に創設されて以来、抜本的な制度の見直しが行われず、制度疲労を起していることが一番の原因だと思われま

す。そこで、本市でも生活保護制度の抜本改革については、これまで何度も国へ要望しておりますが、それに対する国の回答状況はどのようになってきているのかお伺い致します。

答弁(保健福祉局長)

平成18年から本年まで大都市民生主管局長会議を通じて生活保護の抜本的改革及び無料低額宿泊所に対する法的整備について、厚生労働省に対し要望を行って参りましたが、昨年10月、無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チームが厚生労働省内に設置され、現

在無料低額宿泊所等の法的規制のあり方などについて検討していると聞いております。

要望

ただ問題点を挙げて改正して欲しいと訴えているだけでは、国はなかなか重い腰を上げないのではないのでしょうか。やはり具体的な提案をしなければなりません。本年10月に指定都市市長会が「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」を提出しましたが、その内容は非常に具体的になっており、そのまま国会に提案されてもいいような内容になっております。是非実現に向けて努力して頂きたいと思っております。

(以上が質問内容と答弁の概要です)

子ども医療費助成制度について県知事に要望してきました

昨年12月21、22日に子ども医療費助成制度について、県からの補助金を他市町村並みの補助率2分の1に引き上げて頂くよう、市内選出の県議会議員とともに、森田健作千葉県知事と鈴木良紀千葉県議会議長に要望書を提出してきました。

千葉県では入通院の助成対象を小学校3年生まで拡大の方針を示し、12月1日から開始されました。本市においても、この流れを受け、第3回千葉市定例会議において、我が会派の支援団体より、「通院医療費の助成対象を、財源が確保された時点で、小学校3年生まで拡大」を求め、請願が提出され、全会一致で可決されたところです。

しかしながら、千葉県は、単独で実施している市町村へ補助率2分の1で補助金を出しておりますが、本市に対しては、政令指定都市であることを理由に、補助率が6分の1と不公平な扱いがなされております。本制度のような、広く県民の福祉を増進することを目的として県が実施する助成制度については、その助成効果が県民に等しく帰属されるべきであり、県税を納めている千葉市民を除外すべきではないことは明らかであります。

このようことから、子ども医療費助成制度に係る県の補助金の補助率について、千葉市も県内他市町村と同様、2分の1とすることを求めて参りました。

この結果はともかく、何とか本市も3年生まで拡大できるよう、今後も市には要望して行く所存です。

